

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 朝霞市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	9	13,000	11	0.0	0.0	13,000
1	53	エチルベンゼン	5	3	34,100	8	5,260	0.0	28,900
1	71	塩化第二鉄	1	9	76,000	7	53,000	0.0	23,000
1	80	キシレン	6	1	150,830	2	19,140	0.0	131,700
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	9	4,900	13	4,900	0.0	0.0
1	262	テトラクロロエチレン	1	9	17,000	10	17,000	0.0	0.0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	3	93,500	5	7,607	0.0	85,900
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	7	4,210	14	810	0.0	3,400
1	300	トルエン	6	1	337,800	1	48,050	0.0	290,000
1	384	1-プロモプロパン	1	9	840	16	840	0.0	0.0
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	5	94,200	4	8,982	0.0	85,200
1	400	ベンゼン	4	5	17,200	9	1,801	0.0	15,400
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	9	6,100	12	6,100	0.0	0.0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	8	79,200	6	2,200	0.0	77,000
3	40	硫化水素	1	9	1,400	15	1,400	0.0	0.0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	9	140,000	3	95,000	0.0	41,000
		合計	—	—	1,070,280	—	272,090	0.0	794,500

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量 : 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。